平成２５年（フ）第６４８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番22号松崎マンション立花202、前住所兵庫県尼崎市立花町２丁目４番29号
債務者　入道　和義
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市今津水波町５番３号
債務者　岡田三郎こと　丁　　相澤
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
徳島県三好郡東みよし町西庄字横田10番地１
債務者　宮内　夕香
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第６５１号
北九州市小倉南区葛原本町１丁目６番33号
債務者　熊井　順子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６７６号
北九州市小倉北区中井５丁目９番42―201号
債務者　小川　澄生
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６７７号
北九州市小倉北区中井５丁目９番42―201号
債務者　小川多恵子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９４号
北九州市小倉北区馬借１丁目８番22―1302号
債務者　濱田　祐子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４３号
北九州市戸畑区牧山２丁目12番814号
債務者　吉永　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市字小禄170番地　丸高アパートＡ―101
債務者　金城　　明（旧名明奈）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９５号
石川県小松市千木野町４丁目41番地
債務者　松本さち子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４６０１号
大阪府池田市神田１丁目17番13号　高木マンション202
債務者　田ノ窪　亮
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８９号
大阪市西区北堀江１丁目21番27号　202、前住所大阪市西区北堀江１丁目16番22号　キャメロット北堀江1102
債務者　松本　鷹典（変更前の名孝徳）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７０号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―502号、前住所大阪市旭区高殿１丁目７番12号
債務者　グラフィックラボこと　角田　真一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９６号
大阪市大正区北恩加島１丁目８番１―138号
債務者　國吉　飛鳥
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１４号
大阪府豊中市上野坂１丁目10番35―212号
債務者　ヴィジョナリーこと　前田　勇樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６３号
大阪府茨木市郡４丁目１番14号　ハイツ幸楽102号
債務者　村上千鶴子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９５号
大阪府吹田市岸部中２丁目11番１号
債務者　古川　春美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００号
神戸市灘区記田町３丁目２番22号　メゾン石屋川404号
債務者　津吾井博昭
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部